

会員規約

株式会社相模原ドルフィンクラブ（以下「当社」といいます。）は会員規約を以下の通り定め、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し遵守いただくことを前提といたします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語を以下のとおり定義します。

「本施設」 当社が自らまたは第三者からの受託により管理・運営するスイミングスクール、キッズダンスおよびフィットネス事業等に使用される施設等のうち当社が定めるもの。また、当社が主催するイベントその他の活動において当該活動に使用される施設その他の活動場所としてその都度当社が定めるものを含みます。

「本クラブ」 当社が定める本施設を利用して管理運営する事業活動の主体をいいます。

「会員」 当社との間で本規約に基づき会員契約を締結した方をいいます。

第2条（本規約および諸規定）

- 1 本規約は、本クラブへの入会および本施設の利用について、会員と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めたものです。
- 2 当社は、本クラブを運営し本施設を提供するにあたり、その都度必要と判断する諸条件および諸規則（以下「諸規則」といいます。）を定めることができますものとします。
- 3 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし、本規約において別途定めがあるときは、その定めが優先されます。

第3条（会員制度）

- 1 本クラブは会員制とします。
- 2 本クラブは入会された会員がクラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進・鍛錬を図ることを目的とします。
- 3 会員および当社は、本クラブが個々人の生きがい創造に寄与するための場として当社が運営することを認識し、本施設の会員が快適に過ごすことができるよう相互に尊重しあうものとします。
- 4 当社は、会員が快適に本クラブおよび本施設を利用することができるよう、会員の要望および安全衛生管理に配慮しながら本施設の維持、サービスの提供に努めます。また、当社は、本施設において提供するサービスを当社の判断に従い業務委託先に委託することができるものとします。
- 5 会員は、運動およびスポーツが、その性質上少なからず危険を伴うものであることを認識し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調や安全に十分配慮するとともに、自己または他の会員が怪我や事故に遭わないよう、相互に注意を払うものとします。
- 6 会員は、本クラブの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から、本クラブが会員個人の要望

にお応えできない場合があることを理解するものとします。

第4条（入会資格）

- 1 本クラブへの入会資格は以下の各号に定めるとおりとします。
 - ① 本規約および諸規定を承諾し遵守できる方
 - ② 刺青（タトゥー含む）などをしていない方（ただし、当社が認める場合を除きます。）
 - ③ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方
 - ④ 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方（必要に応じて医師の健康証明書類の提示をお願いすることがあります。）
 - ⑤ 他の会員に伝染または感染する恐れのある疾病を有していない方
 - ⑥ 過去に当クラブの登録料、会費、利用料等について未払い債務がない方
 - ⑦ 過去に当クラブの各種レッスン・提供サービス、イベント等において利用の停止もしくは除名またはこれに類する処分を受けたことがない方
 - ⑧ 前各号に定めるほか、当社が入会適当と認めた方
- 2 性同一性障害その他のセクシャルマイノリティの方については、当社が個別に検討した上で、本施設の利用を認めることがあります。

第5条（会員契約の成立）

- 1 会員契約は、当社ウェブサイトに掲載されている本規約に同意していただき、本クラブフロントにて直接入会手続きをしていただきます。ウェブサイトでの入会予約申し込みいただいた方もフロントにて最終手続きが必要になります。第7条（会員種類）に定める会員種類の確定および登録料・月会費2か月分等入会時に必要な金額のお支払い、署名等の手続きが完了した後に契約が成立するものとします。ただし、当社が別途異なる手続きを定めた場合、当該手続きによることのできるものとします。
- 2 未成年の方が当社と会員契約を締結する場合、親権者の同意を得なければならないものとします。手続きは、前項と同様の流れで、入会者本人及び親権者が連署のうえ申込みをしていただきます。この場合、親権者は、自ら会員となった場合と同様に本規約に基づく責任を入会者本人と同様に負担するものとします。

第6条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

第7条（会員種類）

- 1 当社は、スイミングスクール会員、フィットネス会員、キッズダンス会員その他の会員による本施設の利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。
- 2 当社は、会員種類を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

第8条（会費等の支払い）

- 1 当社は、入会登録料、会費、利用料などの金額および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての会員に適用されるものとし、ただし、当社が別途定める場合はこの限りではありません。
- 2 会費は、本施設の利用の有無にかかわらずお支払いいただきます。
- 3 会費の支払いは、当社が定める手段によるものとし、
- 4 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った登録料、会費等は、理由の如何にかかわらず返金されないものとし、また、会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合、会員は、改めて登録料、月会費等を当社の定めに従い支払うものとし、
- 5 なお、会費等受領後にやむを得ない事情等の発生により返金する場合は、残金から銀行の送金手数料を差し引いた金額を会費引落口座に送金することとする。

第9条（会員証）

- 1 当社は、会員に対し会員証を発行します。
- 2 会員は、本施設の利用に際し、会員証を提示するものとし、
- 3 会員は、会員証を適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとし、
- 4 会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに本施設フロントで再発行の手続きをとるものとし、
- 5 会員証の再発行については、別途当社が定める発行事務手数料を申し受けます。

第10条（個人情報の保護等）

- 1 当社は、本規約に別途定める場合を除き、会員情報を、当社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に従い利用・管理します。
- 2 前項に定めるほか、当社は、必要に応じて、会員情報を個別に会員から収集することができるものとし、その場合、当社は、当該収集の目的および用途について、会員から同意を得るものとし、また、当該同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとし、
- 3 当社は、会員から申告された会員情報に基づいて対応するものとし、会員が正しく申告しなかったことに起因して、会員に生じた不利益について、当社は何ら責任を負わないものとし、

第11条（会員契約の取消し）

- 1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとし、
 - ① 第4条（入会資格）に定める条件に反していることが判明した場合。
 - ② 入会手続きにおいて虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合。
 - ③ 入会手続きにおいて当社に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて当社が会員による本施設の利用を不相当であると判断した場合。
- 2 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとし、

- 3 会員契約の取り消しにより会員がその資格を喪失した場合、取り消しの効力が生じた月の月会費について、当社はその月の初日から取り消しの効力が生じた日までの日割り計算で請求するものとします。すでにその月の月会費が全額支払われていた場合は、日割り計算による差額を返還するものとします。

第 12 条 (コース変更)

- 1 会員は、受講レッスンのコース変更を希望する場合、当社所定のコース変更手続（以下「コース変更手続」といいます）をとるものとします。
- 2 コース変更を希望される月の前月 15 日（本施設が休館日の場合は翌営業日）までにコース変更手続が完了した場合、翌月からのコースを変更することができます。ただし、1 級に進級し育成コース・選手コースへのコース変更等一部例外はあります。
- 3 コース変更の手続きについては以下のとおりとします。
 - ① 本クラブフロントもしくはホームページからコース変更届出を行うこととする。
 - ② スクールバス利用の会員は、前①号の手続き以外に、バスの乗車日時の変更が必要となります。この変更手続きについては、本クラブフロントで直接受け付けることとします。

第 13 条 (休会)

- 1 会員は、休会を希望する場合、当社所定の休会手続（以下「休会手続」といいます）をとるものとします。なお、別途当社指定の休会登録料がかかります。
- 2 休会希望月の前月 15 日（本施設が休館日の場合は翌営業日）までに休会手続が完了した場合、翌月 1 か月を休会とすることができます。手続きについては以下のとおりとします。
 - ① 本クラブフロントもしくはホームページから休会の届け出を行うこととする。
 - ② 当社が定めた休会登録料は、届け出の銀行口座より引き落としさせていただきます。
 - ③ 原則、休会期間は 1 か月となり、この期間が経過すると次月以降は通常の月会費を請求させていただきます。次月以降も休会を希望される場合、改めて休会手続きを行っていただき、休会登録料をご負担いただくこととなります。

第 14 条 (退会)

- 1 会員は、退会を希望する場合、当社所定の退会手続（以下「退会手続」といいます）をとるものとします。
- 2 退会手続とその完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ① 退会を希望する会員は、本クラブフロントにて退会手続を行うこととする。電話、メール等からの申告だけでは手続きを完了させることはできません。
 - ② 利用終了月の 15 日（本施設が休館日の場合は翌営業日）までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
 - ③ 退会手続の完了が 16 日（本施設が休館日の場合は翌営業日）以降になった場合、退会日は、

退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。

- 3 会費は、本施設の利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとし、また、退会に際しては、退会日までに未払いの会費、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとし、
- 4 会員が当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、第2項記載の当社所定の退会手続を終えない限り、退会とは見做されません。会費は、退会手続を適切に完了しない限り会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払義務が継続することを十分に認識するものとし、
- 5 会員本人が死去された場合、死去した日をもって退会とします。

第15条（自動退会）

月会費の引き落としができない等会員が連続して3か月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は、当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、利用料等その他の債務の支払義務が免除されるものではありません。

第16条（撮影）

- 1 会員による本施設内でのビデオ、カメラ、スマートフォン等での撮影を原則禁止とさせていただきます。例外として、保護者様によるご自身のお子さまを被写体とした撮影のみ許可いたします。
- 2 前項により当社が撮影を許可した場合でも、個人情報及び肖像権など他の会員のプライバシー保護の観点から、前項のルールを遵守いただき、撮影内容のインターネットその他 SNS への公開は禁止とさせていただきます。
- 3 本施設内で不審な撮影者の発見等ありましたら本クラブスタッフまでご連絡ください。
- 4 会員が本条第1項、2項に違反し、注意喚起しても改善されない場合は警察に通報する等の処置をとる場合があります。

第17条（禁止行為）

- 1 会員は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとし、会員に当該行為があるときは、当社は会員に対し、当該行為の中止、本施設の設備の一部または全部の利用中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - ① 他の会員または当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴るその他の暴力を振るうこと
 - ② 他の会員に対して直接指示、指導あるいは暴言をはくこと
 - ③ 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること
 - ④ 本施設の設備・備品等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊すること、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損すること
 - ⑤ 本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと

- ⑥ 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
 - ⑦ 本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと
 - ⑧ 酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
 - ⑨ 会費、利用料等その他の未払債務を履行せずに本施設を利用すること
 - ⑩ 許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること
 - ⑪ 他の会員または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、ストーカー行為、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること
 - ⑫ 盲導犬等当社が認めた以外の動物を本施設に持ち込むこと
 - ⑬ 本施設内で喫煙（電子タバコ含む）をすること
 - ⑭ 本クラブの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返す、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること
 - ⑮ その他、当社が不適切な行為として禁止した行為を行うこと
- 2 当社は、会員に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、会員に対し、本施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができるものとします。
- ① 第4条（入会資格）に反することが判明した場合
 - ② 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適當であると当社が判断した場合
 - ③ 当社または他の会員との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適當であると当社が判断した場合
 - ④ 会員の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の観点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、是正されないと当社が判断した場合
 - ⑤ 会員が過去に当社から除名処分を受けていた場合
 - ⑥ 上記各号に定めるほか、会員の行為が第3条（会員制度）の主旨に反し、本クラブの運営に支障があると当社が判断した場合
- 3 会員が前二項各号に該当する事項があったときは、当社は、会員の本施設の入館をお断りすることがあります。

第18条（除名処分）

- 1 会員に前条第1項①号から⑥号までのいずれかの行為があったときは、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
- 2 会員に前条第1項⑦号から⑮号までのいずれかの行為または前条第2項のいずれかに該当する場合、当社がその是正を求めても是正がないときは、当社は当該会員を除名処分とすることができるものとします。
- 3 除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- 4 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生じるものとします。ただし会員が正

しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- 5 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。
- 6 除名処分により会員がその資格を喪失した場合、除名処分の効力が生じた月の月会費について、当社はその月の初日から除名処分の効力が生じた日までの日割り計算で請求するものとします。すでにその月の月会費が全額支払われていた場合は、日割り計算による差額を返還するものとします。

第 19 条（会員資格の喪失）

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ① 会員が退会された場合
- ② 会員が除名された場合
- ③ 会員が死去もしくは失踪宣告を受けた場合
- ④ 本クラブが解散した場合または本施設が閉鎖された場合

第 20 条（本施設の利用制限）

- 1 当社は競技会、スクールその他の諸行事または本施設の管理上必要と認めた場合、会員による本施設の全部または一部の利用を制限しまたは予約制とすることがあります。
- 2 当社は、本施設の全部または一部を会員以外の第三者に利用させることがあります。
- 3 会員が妊娠されている場合、母体の安全確保を最優先にするため、ご利用を制限または利用範囲を制限させていただくことがあります。

第 21 条（休館日および休業）

- 1 本クラブは、原則としてホームページおよび館内掲示でお知らせする日を休館日としますが、諸施設の補修、会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合は休館日を変更することがあります。その場合、変更が確定した時点でホームページおよび館内掲示にてお知らせします。ただし、施設安全管理面から緊急工事が必要等の場合は、直前のお知らせでも本施設の全部または一部を休業とすることができるものとします。そのため、会員はご自身の責任においてホームページおよび館内掲示により休館日を確認の上、本クラブを利用していただくものとします。
- 2 その他、当社は、以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ① 気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合
 - ② 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③ 本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合
- 3 本施設の全部または一部を長期間休業とする場合、当社は、当社の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

第 22 条 (拾得物)

- 1 会員が本施設に忘れ物または落とし物（以下「拾得物」といいます。）をされた場合、速やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 2 当社は、拾得物について、逸失物法の規定に従い取り扱うものとします。

第 23 条 (盗難および紛失)

- 1 会員は、本クラブが会員制であるとしても、本施設が会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故に遭わないよう適切に管理するものとします。
- 2 キッズのスイミング・ダンススクール会員は、現金、スマートフォン、ゲーム機器、カード類等を本施設へ持ち込むことを禁止とさせていただきます。
- 3 会員が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何ら賠償責任を負わないものとします。

第 24 条 (怪我、事故などの回避)

- 1 会員は、本施設における各種運動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損・床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴う状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のある会員、通院・服薬されている会員はご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
- 2 当社は、前項のサービス提供にあたり、会員が安全に運動できるよう十分に配慮するものとします。
- 3 会員は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他の会員の怪我、事故を回避するよう注意するものとします。
- 4 会員は、当社スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
- 5 会員が本施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。会員同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、会員同士の責任と費用において解決するものとします。

第 25 条 (会員の責任)

会員は本施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。

第 26 条 (本クラブの解散および閉鎖)

- 1 当社は、当社の判断に従い、本クラブを解散または閉鎖することができます。
- 2 本クラブの解散、本施設の閉鎖について、当社は会員に対し何らの補償も行いません。

第 27 条 (告知およびお知らせ)

- 1 本規約に別途定めがある場合を除き、当社が会員に対して行う告知およびお知らせは、原則として当社のホームページおよび本施設での掲示によるものとし、会員は、当社からの告知およびお知らせに留意するものとします。また、本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を、会員が認識されなかったことについて、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 2 前項にもかかわらず、当社は、告知およびお知らせの内容、性質に応じて、会員へのLINE通知、本施設内での配布物の配布、口頭によるお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知およびお知らせを行うものとします。また、当社からのご連絡を予め拒否されている会員に対しても、当社は、必要と判断した重要なご連絡を行うことができるものとします。
- 3 当社からの会員へのご連絡は、会員が当社に申告した電話番号、LINEアドレス宛に発信されるものとし、当該番号、アドレスに宛てて発信されたお知らせが会員に到達しなかったことについて、当社は何ら責任も負わないものとします。

第28条（事前告知期間）

- 1 当社から会員に対する重要な事項については、以下の各号に従い事前に告知するものとします。
 - ① 本クラブの解散及び本施設の閉鎖または長期にわたる休業…原則として3か月前までに
 - ② 本施設を休業とする場合…原則として1か月前までに
 - ③ 本規約の改定および諸規則のうち本規約に準ずる重要規則の制定および改定…原則として1か月前までに
 - ④ 登録料、会費、利用料等の改定…原則として1か月前までに（ただし、キャンペーン等による登録料、利用料等の変更およびフロントで販売する商品・サービスの販売・提供価格等当社が適宜設定するものを除く。）
 - ⑤ 上記以外の事項…当社が個別に判断する時点
- 2 当社は、緊急を要すると判断した場合、前項に定める事項の告知期間を短縮することができるものとします。
- 3 前二項にもかかわらず、当社は、本施設の運営や各種サービスの提供に関する情報については、事前告知期間を設けずとも、適宜告知することができるものとし、その場合、告知をもって告知内容が発効するものとします。

第29条（免責）

- 1 当社は、本施設内および提携駐車場内において、会員に生じた疾病・盗難・車両事故等については、それらが当社の故意または過失によるものでない限り、責任を負いません。
- 2 当社は、本施設内および提携駐車場内において、会員間において発生したトラブル・損害等については、一切免責されるものとし、当該当事者間の責任において解決するものとします。

第30条（本規約および諸規則の改定）

- 1 当社は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 2 当社は、本規約に抵触しない範囲で、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。

- 3 当社が本規約および諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生時期を第 27 条（告知およびお知らせ）および第 28 条（事前告知期間）の定めに基づき告知するものとします。
- 4 改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全ての会員に適用され効力を有するものとします。

第 31 条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合憲裁判所とします。

第 32 条（附則）

2025 年 1 月 23 日を以て、本規約を適用するものとし、それ以前の会員規約は廃止するものとします。

2025 年 1 月 23 日
株式会社相模原ドルフィンクラブ